

おくやみ ハンドブック

筑後市

2025



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2025年9月発行

発行：筑後市 編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています



法事の宴 ご案内

会席料理 5,000 円 (税込)

●写真は一例です。季節により料理内容に変更がございます。●店内でのお召し上がりとなります。●写真の他に会席料理 ¥6,000 (税込)・会席料理 ¥4,000 (税込) がございます。



寿司盛り 10,000 円 (税込)

●写真は 3~4 人前の例です。●季節により料理内容に変更がございます。●店内でのお召し上がりの他に配達も承ります。●回収不要の容器もございます。●写真の他に寿司盛り ¥6,500 (税込)・寿司盛り ¥16,000 (税込) がございます。



鉢盛り 12,000 円 (税込)

●写真は 4~5 人前の例です。●季節により料理内容に変更がございます。●店内でのお召し上がりの他に配達も承ります。●回収不要の容器もございます。●写真の他に鉢盛り ¥6,500 (税込)・鉢盛り ¥18,000 (税込)・鉢盛り ¥24,000 (税込) がございます。



半精進弁当 3,500 円 (税込)

●写真は一例です。●季節により料理内容に変更がございます。●配達のみとなります。●回収不要の容器でお届けいたします。



法事慶事のおあつまりに



箱膳会席 (大) 5,000 円 (税込)

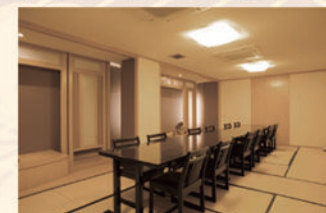
●写真は一例です。●季節により料理内容に変更がございます。●配達のみとなります。●容器は後日回収となります。



箱膳会席 (小) 4,000 円 (税込)

●写真は一例です。●季節により料理内容に変更がございます。●配達のみとなります。●容器は後日回収となります。

大小個室完備



ご予約

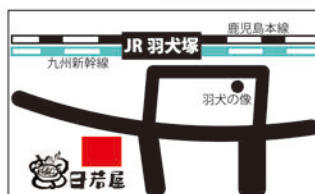
5名様より50名様までの様々なタイプの個室をご用意しております。お座数のほかに椅子席の対応も可能です。ご予約時にご相談ください。



詳細はお気軽にお問い合わせください

0942 (53) 3005

福岡県筑後市山ノ井175 JR羽犬塚駅前



営業時間 11:00-14:00 / 17:00-22:00
月曜日定休 臨時休業あり



無料送迎マイクロバス
15名様より承ります。ご予約時にご相談ください。

詳細は日若屋ホームページ



ご親族のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。
ご遺族におかれましては、葬儀などに関する不安もある中、
相続を始め年金や保険など
様々な手続きが必要となり、大変なご負担であろうと存じます。
ご遺族の不安や負担を少しでも軽減できるよう、
市民課に「おくやみ窓口」を設置し、死亡届の届出後に
必要な手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでも
お役に立てることを願っております。

おくやみ窓口でできること

亡くなられた方及び届出人の方の住所や氏名等を受付し、各申請書類の作成支援を実施しています。市民課にて受付を実施し、お手続きが必要となる各部署の窓口を選定してご案内します。

おくやみ窓口の予約制について

おくやみ窓口を利用される場合は、3営業日前までに市民課戸籍・住民担当へお電話ください。

窓口

市民課戸籍・住民担当 ☎0942-53-4112

受付時間

平日午前9時から午後4時まで
(土・日曜日、祝日、12月29日から1月3日は除く)

予約時間

平日 ①午前9時 ②午前10時 ③午後2時 ④午後3時
※予約のない場合でもご利用は可能ですが、予約の方が優先となります。

ご予約の際に お聞きすること

- 亡くなられた方の氏名・住所・生年月日・亡くなられた日
- 窓口にお越しになる方の氏名、日中連絡がとれる電話番号、亡くなられた方とのご関係
- 葬儀の日、喪主様の氏名等

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主の方	●世帯主の変更(変更届)		☐	市民課 戸籍・住民担当	4
保険	国民健康保険に加入している方	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の申請および振込口座の変更		☐	①市民課 国民健康保険担当	5
医療保険	後期高齢者医療保険に加入している方	●資格喪失届 ●葬祭費の支給申請 ●相続人代表者指定届兼口座指定届		☐	②市民課 公費医療担当	5
	子ども医療証をお持ちの方	●医療証返納		☐		6
	ひとり親家庭等医療証をお持ちの方、 またはひとり親になられた方	●医療証返納 ●受給資格認定申請		☐		6
	重度障害者医療証をお持ちの方	●医療証返納		☐		6
自動車・バイク	原動機付自転車(125cc以下)・ 小型特殊自動車等を所有している方	●廃車・名義変更		☐	④税務課 収納・証明・ 軽自担当	7
税金	市税が課税されていた方	●代表相続人設定届 ●固定資産台帳名義変更届		☐	④税務課 収納・証明・ 軽自担当	7
	亡くなられた方の口座から 税金を引き落とされていた方	●口座振替依頼(取消)届 ●口座振替申込		☐		7
年金	公的年金受給者の方	●未支給年金の請求 ●遺族基礎年金・遺族厚生年金の請求		☐	⑧福祉課 市民相談・ 年金担当	8
	公的年金受給前の方	●遺族基礎年金・遺族厚生年金の請求 ●死亡一時金の請求		☐		8
しょうがい	次のいずれかを所有している方 身体障害者手帳、 療育手帳、 精神保健福祉手帳	●各種障害者手帳の返納		☐	⑨福祉課 障害者支援担当	9
	次のいずれかを受給している方 特別障害者手当、特別児童扶養手当 障害児福祉手当、経過福祉手当	●死亡届 ●資格喪失届 ●未払手当請求書		☐		9
子ども	児童手当の支給対象児 または受給者である方	●[受給者が死亡]受給者消滅届 及び新たな受給者で認定請求 ●[受給者が死亡]未支払い請求 ●[対象児童が死亡]受給消滅届又は額改定届		☐	⑩児童・保育課 児童・保育担当	10
	児童扶養手当の支給対象児 または受給者である方	●[受給者が死亡]受給者死亡届 及び新たな養育者で認定請求 ●[受給者が死亡]未支払い請求 ●[対象児童が死亡]受給消滅届又は額改定届		☐		10
上下水道	上下水道を使用されていた方で 使用者に変更がある方	●使用者変更届 ●給水装置名義変更届 ●中止届 ●口座振替申込		☐	⑮上下水道課 上水道庶務担当・ 下水道庶務担当	11
介護保険	介護保険の被保険者である方	●保険料に関する相続人代表届 ●介護保険被保険者証等の返還 ●介護保険認定申請取下の届出		☐	⑮高齢者支援課 介護保険担当	11
農地	農地の相続等の届出	●相続登記完了後の届 ●農地の貸借権の手続き		☐	⑳農政課 農業振興担当	12
	農業者年金	●農業者年金死亡届 ●未支給年金請求届(死亡一時金)		☐	㉑農業委員会 事務局	12
道路	道路水面占用(市有敷地の使用)	●名義変更届		☐	㉓道路課 管理担当	13
住宅	市営住宅に入居している方	●名義継承手続き(名義人が死亡された方) ●市営住宅異動届(入居している人の一部が死亡された方)		☐	㉔都市対策課 市営住宅担当	13
図書	図書館	●利用者カードの返納 ●図書資料の返納		☐	㉓社会教育課 図書館担当	13

※担当課欄番号:市役所庁舎内の担当課の窓口番号です。

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関 等
	株式等	名義変更		☐	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封		☐	八女家庭裁判所 ☎0943-23-4036
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		☐	筑後警察署 ☎0942-52-0110
	パスポート	返納		☐	久留米パスポートセンター ☎0942-30-1060
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		☐	福岡法務局 八女市局 ☎0943-23-2603
	国税関係	相続税・所得税・消費税申告		☐	八女税務署 ☎0943-23-5191
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
自動車・バイク	普通自動車			☐	税金に関する手続き 筑後県税事務所 ☎0942-52-5131 名義変更・廃車 久留米自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2081
		軽自動車		☐	軽自動車検査協会 ☎050-3816-1752
	バイク(125cc超)			☐	久留米自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2081

世帯主の方

世帯主の方が亡くなられた場合、世帯主が変更になります。同一世帯に残された世帯員が2名以上おられる場合、そのうちのどなたかを新世帯主とする届出が必要です。

手続き・持ち物

●世帯主の変更(変更届)

- ☐ 届出人(本人又は同一世帯員)の本人確認書類(運転免許証等)
- ☐ 代理人(本人又は同一世帯の方以外)が手続きをする場合は委任状と代理人の本人確認書類をお持ちください。

受付窓口

市民課 戸籍・住民担当 (☎0942-53-4112)

期限

亡くなった日から14日以内

印鑑登録をしている方

印鑑登録されている方が亡くなられた場合、死亡届が受理され、住民票が死亡につき消除されると、その方の印鑑登録は廃止されます。印鑑登録証は処分していただきますようお願いします。

お問い合わせ窓口

市民課 戸籍・住民担当 (☎0942-53-4112)

マイナンバーカード及び通知カードをお持ちの方

上記カードを所有されている方が亡くなられた場合、カードは失効となります。税・社会保障の手続きで必要になる場合がございますので、全ての手続きが終わるまで大切に保管してください。

手続き終了後、処分していただきますようお願いします。

お問い合わせ窓口

市民課 戸籍・住民担当 (☎0942-53-4112)

公益財団法人 さくらの杜財団

久留米

久留米市
三潴

豊かな自然に
囲まれた墓苑

さくら墓苑
Kurume Sakura Cemetery

バリア
フリー

西鉄大牟田線
三潴駅から
車で約5分

JR西牟田駅から
車で約5分

宗旨・宗派
不問

一人ひとりのお墓のお悩みにあった解決策をご提案いたします

永代供養

「継承者がいない」・「家族に負担をかけたくない」・「経済的に心配」などの
お悩みがある方におすすめです。

永代供養墓

お一人様専用
タイプの場合

36万円～

内訳：納骨室代(彫刻料・名札代込)、永代供養料、永代管理料
通常タイプ(2名) ファミリータイプ(3～4名)もごございます。

合葬墓

お1人様
ご利用の場合

10万円

内訳：永代供養料



お墓と土地がセットの安心建立セット

お墓と土地をお探しの方におすすめです。

伝統的なタイプの墓石から個性豊かで斬新なデザイン墓をご用意。

109万円～

内訳：永代使用料、墓石代、据付工事費、消費税
※文字彫刻料と年間管理費は別途必要になります。

その他にも、お墓にかかる費用・建墓ローンや石材の種類など
お墓の疑問全般のご相談にも対応いたします。
どうぞお気軽にお問合せください。



0120-67-0869

公益財団法人 さくらの杜財団

久留米

久留米市
三潴

さくら墓苑
Kurume Sakura Cemetery

開園時間 9時～17時(年中無休)

※管理事務所は12/31～1/3はお休みです

久留米市三潴町西牟田737-3

霊園墓地経営許可番号：24環保第221号 平成24年8月29日

久留米市
三潴
さくら墓苑
Kurume Sakura Cemetery

ホームページは
コチラから▶



① 国民健康保険に加入している方

※世帯主変更の場合で、他に加入者がいれば新しい資格確認書または資格情報のお知らせをお渡しします。

手続き・持ち物

●各種証の返納

- ☐ 亡くなられた方の資格確認書
- ☐ 限度額適用認定証等 ☐ 特定疾病療養受領証

●葬祭費の支給申請

- ☐ 喪主の氏名が分かるもの(会葬礼状など)
- ☐ 喪主名義の預貯金通帳

●高額療養費等の申請および振込口座の変更

- ☐ 新世帯主名義の預貯金通帳(世帯主に変更があった場合)
- ☐ 本人確認書類

受付窓口

市民課 国民健康保険担当 (☎0942-65-7015)

② 後期高齢者医療保険に加入している方

75歳以上の方または65歳以上75歳未満で障害認定を受けている方が亡くなられた場合

手続き・持ち物

●資格喪失届

- ☐ 資格確認書
- ☐ 特定疾病療養受領証

●葬祭費の支給申請

- ☐ 喪主の氏名が分かるもの(会葬礼状など)
- ☐ 喪主名義の預貯金通帳

●相続人代表者指定届兼口座指定届

- ☐ 相続人代表者名義の預貯金通帳
- ☐ 相続人代表者と亡くなった方との続柄が分かるもの
(戸籍謄本、除籍謄本など)

※死亡時点において、同一世帯の場合は必要ありません。

受付窓口

市民課 公費医療担当 (☎0942-65-7016)

期限

葬祭費の支給申請は2年以内

②子ども医療証をお持ちの方

「異動届」を提出し、医療証を返却してください。

手続き・持ち物

- 医療証返納
- 子ども医療証

受付窓口

市民課 公費医療担当 (☎0942-65-7016)

②ひとり親家庭等医療証をお持ちの方、またはひとり親になられた方

手続き・持ち物

- 医療証返納
 - ひとり親家庭等医療証
 - 受給資格認定申請
- 配偶者が亡くなられて18歳未満の児童がいる方、
両親が亡くなられた18歳未満の児童が対象です。
(所得制限がありますので、窓口にお尋ねください)
- 対象者全員の被保険者証または資格が確認できるもの
 - 児童扶養手当証書又は遺族年金等の国民年金証書および戸籍謄本
 - 本人と同居家族の個人番号が分かるもの
 - 本人確認書類(運転免許証など)
 - その他(窓口へお尋ねください)

受付窓口

市民課 公費医療担当 (☎0942-65-7016)

②重度障害者医療証をお持ちの方

「異動届」を提出し、医療証を返却してください。

手続き・持ち物

- 医療証返納
- 重度障害者医療証

受付窓口

市民課 公費医療担当 (☎0942-65-7016)

④ 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車等を所有している方

バイク(原付含む)・小型特殊自動車(トラクター・コンバイン等)等の所有者が亡くなられた場合は、相続人代表者の届出又は廃車・名義変更の届出が必要になります。

手続き・持ち物

● 廃車・名義変更

□ ナンバープレート(ナンバーを返納・変更する場合)

受付窓口

税務課 収納・証明・軽自担当 (☎0942-53-4113)

④ 市税が課税されていた方

納税義務者が亡くなられた場合は相続人代表者の届出が必要になります。

※固定資産を所有している方が亡くなり、相続による名義変更をする場合は、法務局での手続きが別途必要です。

詳しくは法務局にお尋ねください。

※未登記の固定資産を所有していた方が亡くなられた場合は、市役所税務課固定資産税担当で名義変更の手続きが必要です。

名義変更前に口座振替を利用されていた場合で、名義変更後も引き続き同じ口座からの振替を希望される場合、改めて金融機関で口座振替の申込が必要です。

手続き・持ち物

● 代表相続人設定届

● 固定資産台帳名義変更届

受付窓口

税務課 収納・証明・軽自担当 (☎0942-53-4113)

④ 亡くなられた方の口座から税金を引き落とされていた方

口座振替依頼書の取消届を提出してください。

口座振替をご利用の場合は、改めて口座振替の申込をしてください(手続きは取扱金融機関窓口です)。

手続き・持ち物

● 口座振替依頼(取消)届

● 口座振替申込

□ 口座振込依頼書(税務課窓口、金融機関窓口に設置しています)

□ 金融機関届出印

受付窓口

税務課 収納・証明・軽自担当 (☎0942-53-4113)

⑧ 公的年金受給者の方

必要な手続きについて事前に担当課へお問い合わせください。

※ 共済年金受給者の方は、共済組合での手続きとなります。

※ 遺族厚生年金の場合は、年金事務所での手続きになります。

手続き・持ち物

● 未支給年金の請求

- ☐ 死亡者の年金証書 ☐ 請求者の預貯金通帳
- ☐ 死亡者と請求者の関係が分かる戸籍
- ☐ 請求者の個人番号が分かるもの

● 遺族基礎年金・遺族厚生年金の請求

- ☐ 死亡者の年金証書 ☐ 請求者の預貯金通帳
- ☐ 請求者の個人番号が分かるもの
- ☐ 死亡診断書の写し

受付窓口

福祉課 市民相談・年金担当 （☎0942-65-7021）

⑧ 公的年金受給前の方

必要な手続きについて事前に担当課へお問い合わせください。

※ 共済年金加入者の方は、共済組合での手続きとなります。

※ 遺族厚生年金の場合は、年金事務所での手続きになります。

手続き・持ち物

● 遺族基礎年金・遺族厚生年金の請求

- ☐ 死亡者の年金手帳または基礎年金番号通知書
- ☐ 請求者の預貯金通帳
- ☐ 請求者の個人番号が分かるもの
- ☐ 死亡診断書の写し

● 死亡一時金の請求

- ☐ 死亡者の年金手帳または基礎年金番号通知書
- ☐ 請求者の預貯金通帳
- ☐ 死亡者と請求者の関係が分かる戸籍
- ☐ 請求者の個人番号が分かるもの
- ☐ 死亡診断書の写し

受付窓口

福祉課 市民相談・年金担当 （☎0942-65-7021）

⑨ 次のいずれかを所有している方
身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳

手続き・持ち物

●各種障害者手帳の返納

☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳

※手帳をお持ちの方

受付窓口

福祉課 障害者支援担当 (☎0942-65-7022)

⑨ 次のいずれかを受給している方
特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当

手続き・持ち物

●死亡届

☐ 死亡が確認できる書類(除籍等)

●資格喪失届

☐ 死亡が確認できる書類(除籍等)

☐ 手当証書

●未払手当請求書

☐ 未支払がある場合は生計を同じくしていた者の通帳

※優先順位は配偶者→子→孫

受付窓口

福祉課 障害者支援担当 (☎0942-65-7022)

⑩ 児童手当の支給対象児または受給者である方

児童手当の受給者が亡くなられた場合と対象児童が亡くなられた場合で手続きが異なりますので、詳しくは窓口にてお尋ねください。

手続き・持ち物

●[受給者が死亡]受給者消滅届及び新たな受給者で認定請求

- ☐ 健康保険証 ☐ 預貯金通帳
- ☐ 個人番号が分かるもの ☐ 本人確認書類

●[受給者が死亡]未支払い請求

- ☐ 対象児童(二人以上いる場合は一番年上)の預貯金通帳
- ☐ 対象児童(二人以上いる場合は一番年上)の本人確認書類

●[対象児童が死亡]受給消滅届又は額改定届

- ☐ 本人確認書類

受付窓口

児童・保育課 児童・保育担当 (☎0942-65-7017)

期限

受給者の死亡日の翌日から起算して15日以内

⑩ 児童扶養手当の支給対象児または受給者である方

次の方は手続きが必要です。

- ①受給されていた方又は対象児童(支給停止中だった方も含む)
- ②父または母が死亡した場合で、遺族年金が受けられない母(父)子または母(父)子の受給できる公的年金給付等の月額相当額より少ない場合

手続き・持ち物

●[受給者が死亡]受給者死亡届及び新たな養育者で認定請求

- ☐ 除籍された戸籍謄本または死亡診断書の写し
- ☐ 受給者の児童扶養手当証書
- ☐ 【新規認定の場合】 戸籍謄本(請求者・児童)・
請求者の預貯金通帳など
- ☐ 【公的年金がある場合】 受給する公的年金等の額が分かるもの・
個人番号が分かるもの

●[受給者が死亡]未支払い請求

- ☐ 対象児童(二人以上いる場合は一番年上)の預貯金通帳
- ☐ 対象児童(二人以上いる場合は一番年上)の本人確認書類

●[対象児童が死亡]受給消滅届又は額改定届

- ☐ 受給者の児童扶養手当証書
- ☐ 本人確認書類

受付窓口

児童・保育課 児童・保育担当 (☎0942-65-7017)

期限

亡くなった日から14日以内

⑮ 上下水道を使用されていた方で使用者に変更がある方

手続き・持ち物

- 使用者変更届 ● 給水装置名義変更届 ● 中止届
- 口座振替申込
- ☐ 口座振込依頼書(市役所窓口、金融機関窓口を設置しています)
- ☐ 金融機関届出印

受付窓口

上下水道課 上水道庶務担当 (☎0942-65-7035)
下水道庶務担当 (☎0942-65-7036)

⑯ 介護保険の被保険者である方

手続き・持ち物

- 保険料に関する相続人代表届
- ☐ 相続人代表者の預貯金通帳
- 介護保険被保険者証等の返還
- ☐ 亡くなられた方の介護保険被保険者証
- ☐ 亡くなられた方の介護保険負担割合証(該当の方)
- ☐ 亡くなられた方の負担限度額認定証(該当の方)
- 介護保険認定申請取下の届出

受付窓口

高齢者支援課 介護保険担当 (☎0942-53-4115)

②① 農地の相続等の届出

農地の所有者が亡くなられた場合、届出が必要です。

(相続による名義変更をする場合は、法務局での手続きが別途必要です。)

なお、中間管理事業による農地の貸付をされている場合、賃借料の振込先変更手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 相続登記完了後の届
- 農地の貸借権の手続き
- ☐ 新たに指定する預貯金通帳 ☐ 印鑑

受付窓口

農業委員会事務局 (☎0942-65-7023)
農政課 農業振興担当 (☎0942-65-7025)

②① 農業者年金

農業者年金受給者・加入者が亡くなられた場合、手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 農業者年金死亡届
- ☐ 農業者年金証書(紛失の場合不要)
- 未支給年金請求届(死亡一時金)
- ☐ 請求者の預貯金通帳 ☐ 死亡日が分かる書類
- ☐ 死亡者と請求者の関係が分かる戸籍
- ※優先順位は配偶者→子→父母

受付窓口

農業委員会事務局 (☎0942-65-7023)

②③ 道路水面占用(市有敷地の使用)

手続き・持ち物

● 名義変更届

受付窓口

道路課 管理担当 (☎0942-53-4114)

②④ 市営住宅に入居している方

手続き・持ち物

● 名義継承手続き(名義人が死亡された方)

● 市営住宅異動届(入居している人の一部が死亡された方)

☐ 死亡の事実とその発生日が分かる書類

☐ 個人番号が分かるもの

受付窓口

都市対策課 市営住宅担当 (☎0942-65-7029)

③① 図書館

手続き・持ち物

● 利用者カードの返納

☐ 利用者カード

● 図書資料の返納

☐ 借りている図書資料

受付窓口

社会教育課 図書館担当 (☎0942-51-7200)

記入例

委任状

令和 年 月 日

委任者	住 所	筑後市大字熊野1111番地		
	氏 名	筑後 太郎	TEL	123-4567-890

私は、下記の者を代理人と定め、申請及び受領、届出一切の権限を委任します。

代理人	住 所	筑後市大字山 / 井2222番地		
	氏 名	船小屋 花子		

◎委任事項

※ 委任者は代理人へ委任する際に、証明発行の目的や理由、証明に関する必要事項を必ずお伝えください。

住民票請求	住 所	福岡県筑後市大字熊野1111番地		
	必要な人の氏名	筑後 太郎	生年月日	明・大 昭 平・令 60年 3月 4日
	住民票	世帯全員分(謄本)	1 通	※記載する場合はチェックをしてください。 □マイナンバー □住民票コード チェックがない場合は省略します
		個人分/除票(抄本)	通	

※ マイナンバーもしくは住民票コード付の場合は委任者宛に郵送しますので、代理人へ直接交付はできません。

戸籍請求	本 籍	福岡県筑後市大字徳久3333番地		
	筆頭者氏名	筑後 一郎	生年月日	明・大 昭 平・令 28年 1月 2日
	必要な人の氏名	筑後 太郎	生年月日	明・大 昭 平・令 60年 3月 4日
	戸 籍	謄本(全部)	1 通	抄本(一部) 通
	除籍等	・ 死亡記載があるもの _____ 通 ・ 【出生・婚姻・転籍・ _____ 歳頃】から 【婚姻・死亡・転籍・ _____ 歳頃】までの連続した戸籍 _____ セット ・ () と () の関係が分かるもの _____ 通 ・ その他【必要な記載事項をご記入ください】⇒ ()		
	附 票	1 通	(久留米市 1 番地) から (筑後市 2 番地) までの住所	
	身分証明書	通	← ※必ず、本人からの委任状が必要です。	

その他	所得(課税)証明	必要な人の氏名	筑後 太郎	1 通
	住民異動届	□転入 ☒ 転居 □転出 ※該当するところへチェックをしてください。		
	※上記項目に当てはまらない事項を委任する方は、ご記入ください。 マイナンバーに関すること			

□ 委任者は身体的に作成が困難のため、委任者の意志を確認し、代理人() が作成しました。

【注意事項】

- ・ 委任事項の確認を行う場合がありますので、必ず委任者の電話番号の記入をお願いします。
- ・ 虚偽の申出を防ぐため委任状に不備がある場合や委任者の同意なく委任状が作成された場合は、受付をお断りすることがあります。
- ・ 代理人は、必ず代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証等)をご持参ください。

※代理人の欄も含め必ず委任者(本人)が作成してください。委任者以外が作成した場合は、委任者の本人確認書類(免許証等)の写しを添付してください。

きりとリ

委任状

令和 年 月 日

※代理人の欄も含め必ず委任者（本人）が作成してください。委任者以外が作成した場合は、委任者の本人確認書類（免許証等）の写しを添付してください。

委任者	住 所			
	氏 名		TEL	

私は、下記の者を代理人と定め、申請及び受領、届出一切の権限を委任します。

代理人	住 所			
	氏 名			

◎委任事項

※ 委任者は代理人へ委任する際に、証明発行の目的や理由、証明に関する必要事項を必ずお伝えください。

住民票請求	住 所	福岡県筑後市大字			
	必要な人の氏名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	
	住民票	世帯全員分(謄本)	通	※記載する場合はチェックをしてください。 □マイナンバー □住民票コード チェックがない場合は省略します	
		個人分/除票(抄本)	通		

※ マイナンバーもしくは住民票コード付の場合は委任者宛に郵送しますので、代理人へ直接交付はできません。

戸籍請求	本 籍	福岡県筑後市大字			
	筆頭者氏名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	
	必要な人の氏名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	
	戸 籍	謄本(全部)	通	抄本(一部)	通
	除籍等	・ 死亡記載があるもの _____ 通			
		・ 【 出生・婚姻・転籍・ _____ 歳頃 】から 【 婚姻・死亡・転籍・ _____ 歳頃 】までの連続した戸籍 _____ セット			
	附 票	通	()	から()	までの住所

その他	所得(課税)証明	必要な人の氏名		通
	住民異動届	□転入 □転居 □転出 ※該当するところへチェックをしてください。		
	※上記項目に当てはまらない事項を委任する方は、ご記入ください。			

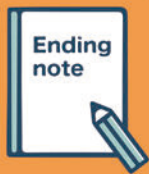
□委任者は身体的に作成が困難のため、委任者の意志を確認し、代理人()が作成しました。

【注意事項】

- ・ 委任事項の確認を行う場合がありますので、必ず委任者の電話番号の記入をお願いします。
- ・ 虚偽の申出を防ぐため委任状に不備がある場合や委任者の同意なく委任状が作成された場合は、受付をお断りすることがあります。
- ・ 代理人は、必ず代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証等)をご持参ください。

生前整理 遺品整理

ご依頼者・ご家族の気持ちに寄り添い
安心できるサービスを提供しています



終活にも
最適

お見積もり
無料



ご供養も
お任せ



お家丸ごと
お片付け



家具 1 点でも
お気軽に

単品から一軒丸ごとまで！草木・物置・空き家も！

不用品回収

ご家庭のゴミ・不用品
断捨離・模様替え・リフォーム

お引越のゴミ・不用品

お庭・外周りの片づけ
植木・草木・物置・倉庫解体

ゴミ屋敷・他訳あり相談

便利サービス

草刈り・木伐採

物置・倉庫解体

仏壇・人形
供養サービス

家具 移動
運搬

お掃除
小修理

買取・引取
サービス

ご実家・空き家

施設入退所の片づけ

空き家 家屋解体

家財道具処分

不動産・家じまい相談

生前・遺品整理

終活・相続相談
後見人のお悩みも

墓・仏壇じまい

ゴミ屋敷他訳あり

まずはお気軽にお問い合わせください

どこに依頼するか迷ったら

許可業者への
依頼が安心です

(有)大津紙源 久留米工場

0942-44-9013

(有)大津紙源 八女工場

0943-24-2123

オオツ(株)筑後工場

0942-42-1623

有限会社大津紙源 八女市津江226番地5 筑後市一般廃棄物(家庭系)収集運搬業許可番号第4号

割引 coupon

広告を見ただ

5%OFF

故人の財産について

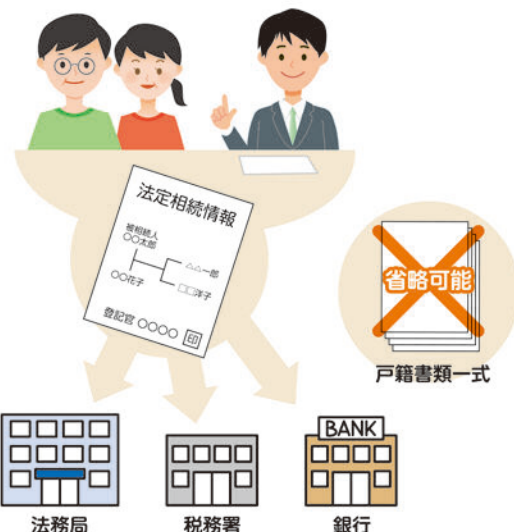
不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害／傷害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考

法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。
これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- ☐ 被相続人の戸籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄抄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

＜法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合＞

- ☐ 住民票の写し

＜委任による代理人が申出の手続きをする場合＞

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

＜被相続人の住民票の除票の取得ができない場合＞

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。
法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び 相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ●除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
- ※原則として、委任状必須

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と
登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成



お仏壇の
墓石

まつお

創業明治45年 伝統と信頼
「感謝の心・絆・伝統文化」を育むお手伝い。



モダン仏壇



唐木仏壇



金仏壇



小型仏壇



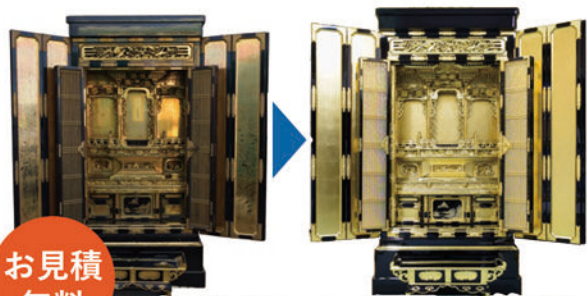
盆提灯



墓石

全店総仏壇展示数、常時1,200基以上!!

自社工房 お仏壇工房まつお



お見積
無料

お仏壇・お仏具の修復

様々な要望に お応えします

- 念珠修理・つなぎかえ
 - 花立・火立などの真鍮磨き
 - お仏壇・仏具の移動・保管
・お引取り
 - お仏壇の出張簡易掃除
- ※料金はお問い合わせください。

樹木葬 八女市立花町 **八女中央霊園**

管理費不要 永代合祀管理付

4人用区画 **80万円**

直接合祀墓に埋葬希望の場合
合祀墓(観音菩薩様) 永代使用料一霊 **15万円**

2人用区画 **45万円**

自由設計墓 **93万円~**
墓石 + 永代使用料 + 文字彫刻
管理費: 1m²年間2,750円

お墓の解体処分(墓じまい)・クリーニングなどのお悩み解決!!

- 埋火葬堀上
- 文字彫り
- 解体工事
- クリーニング

気になっているお墓のこと、お気軽にご相談ください。

久留米店



福岡県久留米市東櫛原212-1

0942-46-5752

久留米インターより車で8分

瀬高本店



福岡県みやま市瀬高町長田847-2

0944-62-3721

八女インターみやま柳川インターより車で10分

大牟田店

福岡県大牟田市草木471-4

0944-57-7141

春日店

福岡県春日市若葉台西2-7

092-582-5622

総合お問合せ ☎ **0120-62-3721**

各宗寺院御用達、仏壇製造販売、墓石設計・施工・販売

お仏壇の
墓石 **まつお**

有限会社 松尾仏具本店 お仏壇のまつお

検索



1950年創業

地元に着

相続税申告 については 私たちにお任せください!

相続は一生のうちで何度も経験するものではありません。
そのためどうすればいいのかわからないと不安になるのは当たり前です。
弊社ではみなさまのお悩みを円満な解決へ導くサポートを行います。

相続税
申告

戸籍謄本
の収集

遺産分割
協議書の
作成

遺産の
名義変更
手続き

などの
ご相談

初回相談 無料

お客様とのコミュニケーションを大切に、みなさまに頼られる存在になれるよう努めてまいります。1人で悩まずにお気軽にご相談ください。

かん こう
看公税理士法人

〒830-0032 久留米市東町508-13

TEL. **0942-32-8212**
FAX. 0942-32-8533

九州北部税理士会所属

HPはこちらから▶

